

平成21年10月9日開催  
決算審査特別委員会資料

平成20年度

鳥取県歳入歳出決算審査意見書  
鳥取県基金運用状況審査意見書

概要版

平成21年9月

鳥取県監査委員

はじめに

知事から、平成20年度鳥取県歳入歳出決算及び平成20年度鳥取県基金運用状況が監査委員に対し審査に付され、監査委員6人が慎重に審査し、審査意見書を平成21年9月28日付けで知事に提出しました。その概要は次のとおりです。

## 平成20年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書

### 第1 審査の概要

歳入歳出決算審査は、一般会計及び15の特別会計を対象としました。

審査に当たっては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、

ア 決算の計数は、正確であるか

イ 予算の執行は、効率的かつ的確になされているか

ウ 会計経理事務は、関係法令等に基づき適正になされているか

エ 財産の取得、管理及び処分は、適正になされているか

に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を照合精査するとともに、別途実施した定期監査及び例月現金出納検査の結果も勘案し審査を行いました。

### 第2 審査の結果

一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、おおむね適正に処理されているものと認められました。

### 第3 審査の意見

平成20年度の県財政は、米国発の金融危機によるかつてない厳しい経済雇用情勢下において、三位一体改革による実質的な地方交付税額の減少、県税収入の減少及び高い水準にある公債費負担や社会保障費の増大など、厳しい財政状況に直面している。

このような中、産業の振興や福祉の充実等の施策が積極的に進められるとともに、金融危機に伴う国の緊急総合対策に呼応した施策が実施されている。

#### 1 一般会計

##### (1) 現 状

##### 平成20年度の決算状況

一般会計の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は84億3,883万円（1万円未満切捨て。以下同じ）の黒字となっている。

実質収支の前年度との差である単年度収支は32億3,203万円の黒字となっている。

##### 一般会計の決算状況

(単位：千円)

区 分	金 額
歳入決算額 A	348,514,345
歳出決算額 B	336,925,102
歳入歳出差引額 A - B = C	11,589,242
翌年度へ繰り越すべき財源 D	3,150,403
平成20年度実質収支額 C - D = E	8,438,839
平成19年度実質収支額 F	5,206,805
単年度収支額 E - F = G	3,232,034

注 千円未満切捨て。

(2) 課題及び意見

ア 県財政の健全化について

一般会計の県債発行額は、平成16年度以降減少しているものの、県債残高は依然として増加し続けている。

県債発行額及び年度末残高の状況 (単位：百万円)

年 度	15	16	17	18	19	20
発行額	78,997	65,707	57,846	53,808	52,734	52,309
残 高	598,635	606,150	611,758	615,845	621,209	626,739

注 百万円未満切捨て。

財政指標の面から決算の状況（普通会計）をみると、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ4.1ポイント、公債費の負担割合を示す公債費負担比率は1.1ポイントそれぞれ改善している。

財政指標の状況 (単位：%、ポイント)

区 分	平成20年度	平成19年度	差 引
経常収支比率	90.6	94.7	4.1
公債費負担比率	23.4	24.5	1.1

三位一体改革に伴う税源移譲の影響による実質的な地方交付税額の減少に加えて、厳しい経済雇用情勢の中で、今後予想される県税収入の減少などにより、県財政は厳しい状況で推移するものと見込まれる。

このため、歳入においては、県税の徴収率の向上や収入未済額の縮減等にさらに取り組み、歳出においては、さらなる徹底した経費の節減・合理化を図るなど、歳入歳出の見直しを行い、健全な県財政の構築に向けて、なお一層取り組まれない。

## イ 収入未済額の縮減について

平成20年度の県税及び税外収入の収入未済額の合計は、34億3,045万円である。

このうち、県税の収入未済額は、10億6,771万円で、前年度に比べ4,419万円減少している。

県税のうち個人県民税の収入未済額は8億3,918万円で、前年度に比べて増加しており、県税全体の収入未済額の8割近くを占めている。

県では、個人県民税の税込確保及び徴収体制の強化に向け、市町村との連携を進め、徴収職員ネットワークの構築のほか、税務職員相互併任制度の導入等により市町村段階での徴収率の向上に努めているが、収入未済額は増加している。

このため、今後とも、市町村と連携し、個人県民税の徴収率向上に向けた取組をより一層強化されたい。

税外収入の収入未済額は、23億6,273万円で、前年度に比べ3億672万円減少している。

収入未済は様々な要因により発生しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点からも速やかに縮減されるべきものである。

現在、担当課ごとに総務部財源確保室と連携しながら、債権回収会社や弁護士事務所への債権回収業務の委託や返還請求訴訟を提起するなど、債権回収に向けた新たな取組を行い、成果をあげてる。

ついでには、各部局においては、公平かつ効果的に債権回収事務が執行できるよう、債権の具体的な性質や内容に応じた基準を整備し、収入未済額の縮減に一層努められたい。

収入未済額の状況

(単位：千円)

科 目	平成20年度 A	平成19年度 B	対前年度比較 A - B
県 税	1,067,715	1,111,908	44,193
うち個人県民税	839,189	724,081	115,107
税 外 収 入	2,362,739	2,669,460	306,720
合 計	3,430,455	3,781,369	350,913

注 千円未満切捨て。以下同じ。

## ウ 財務に関する事務の適正な処理について

財務に関する事務手続において、以下のような不適正な事例が見受けられたので、今後は関係諸規定に基づき適正に処理されたい。

特に、(ア)の予算事務の不適正事例については、衆議院議員選挙を想定した事前準備の経費を予算措置をしないまま他の費目から執行しているものや、補助金の予算措置をしないまま事業の執行を容認しているものが見受けられた。

また、(ウ)の支出事務の不適正事例については、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への支出事務手続（公金振替）が行われていなかったことにより、当該会計に1億5,264万円の歳入不足が発生しているものが見受けられた。

今後はこのようなことのないよう、厳正に対処されたい。

### (ア) 予算事務の主な不適正事例

- ・ 支出経費を予算措置しないまま他の費目から執行しているもの
- ・ 予算措置をしないまま補助事業の執行を容認しているもの

### (イ) 収入事務の主な不適正事例

- ・ 収入調定が漏れているもの、遅延しているもの
- ・ 調定金額の誤っているもの

### (ウ) 支出事務の主な不適正事例

- ・ 一般会計から特別会計への支出事務手続（公金振替）が行われていないもの
- ・ 支出金額の誤っているもの

### (エ) 契約事務の主な不適正事例

- ・ 業務委託契約の締結が遅延しているもの

### (オ) 補助金事務の主な不適正事例

- ・ 補助金の交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定が遅延しているもの

### (カ) 財産管理事務の主な不適正事例

- ・ 郵券の現物の残高と受払簿の残高に不突合があるもの

## 2 特別会計

### (1) 現 状

平成20年度の特別会計は、15会計で、これらの歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は14億3,587万円の黒字となっている。

区 分	金額
歳入決算額 A	98,157,675
歳出決算額 B	96,689,822
歳入歳出差引額 A - B = C	1,467,852
翌年度へ繰り越すべき財源 D	31,975
平成20年度実質収支額 C - D = E	1,435,877

### (2) 課題及び意見

#### ア 収入未済額の縮減について

平成20年度の特別会計における収入未済額は、15の特別会計のうち、8特別会計の合計で8億2,231万円となっており、前年度に比べ1億6,191万円増加している。

については、各部局においては、一般会計と同様に、公平かつ効果的に債権回収事務が執行できるよう、債権の具体的な性質や内容に応じた基準を整備し、収入未済額の縮減に一層努められたい。

特別会計名	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
用品調達等集中管理事業	13,807	974	12,833
中小企業近代化資金助成事業	611,686	452,382	159,304
農業改良資金助成事業	27,025	31,385	4,360
県営境港水産施設事業	1,875	1,950	74
林業・木材産業改善資金助成事業	7,941	9,522	1,581
港湾整備事業	41,563	41,632	69
母子寡婦福祉資金貸付事業	85,097	95,034	9,937
育英奨学事業	33,319	27,515	5,804
合 計	822,316	660,397	161,918

#### イ 財務に関する事務の適正な処理について

一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への支出事務手続(公金振替)が行われなかったことにより、当該会計に1億5,264万円の歳入不足が発生しているものが見受けられた。

今後はこのようなことのないよう、厳正に対処されたい。

# 平成20年度鳥取県基金運用状況審査意見書

## 第1 審査の概要

基金運用状況審査は、定額の資金を運用している鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金、鳥取県美術品取得基金の3基金を対象としました。

審査に当たっては、

ア 運用に関する計数は、正確であるか

イ 基金は、設置目的に沿って、合理的かつ効率的に運用されているか

ウ 会計経理事務は、関係法令等に基づき、適正になされているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を照合精査するとともに、別途実施した定期監査、例月現金出納検査の結果も勘案し審査を行いました。

## 第2 審査の結果及び意見

各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認められた。

今後とも、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的な運用に努められたい。

基金の運用状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
土地開発基金	(4,600,000) 4,600,000	(0) 0	(0) 0	(4,600,000) 4,600,000
市町村資金貸付基金	(13,094,720) 13,094,720	(1,067,716) 1,091,916	(1,067,716) 1,091,916	(13,094,720) 13,094,720
美術品取得基金	(500,000) 500,000	(0) 0	(0) 0	(500,000) 500,000

注 ( ) 書きは、平成21年5月31日現在の状況である。

以上が平成20年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書の概要であります。